資料３

令和４年10月24日
第24回経済社会の活力WG

文化芸術推進基本計画における進捗状況と次期基本計画の方向性について

文化庁

本日のご説明の流れ

（１）官民一体となった文化芸術の振興に係る新経済・財政再生計画改革工程表2021の進捗状況について

・第１期文化芸術推進基本計画期間は、文化芸術活動が制約されるなど、コロナ禍の影響を大きく受けた。

・文化芸術を活用した地域活性化を図ることが急務。このため、寄附受け入れのインセンティブを高める方策や、民間の活力を活用すべくPPP／PFI活用を進めているところ。

・先端技術を活用し、民間の活力も活用した文化財の保護・活用や、文化施設の活動支援、アート市場の活性化、著作権に関する簡素で一元的な権利処理方策の検討等を引き続き進めていく。

（２）次期文化芸術推進基本計画の検討状況について

○　令和４年３月末の文化芸術推進基本計画（第１期）の中間評価において示された事項を踏まえ、令和４年６月に次期基本計画の策定について文化審議会に諮問された。

○　特に、<u>①ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策</u>、<u>②文化と経済の好循環を創造するための方策</u>、<u>③文化芸術行政の効果的な推進の在り方</u>、を中心に審議を進めており、その議論を今年度中に策定予定の**文化芸術推進基本計画（第２期）**に盛り込んでいくこととする。

文化審議会における文化芸術推進基本計画（第１期）の中間評価の結果については文化審議会HPを参照
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/sokai/sokai_21/index.html

官民一体となった文化芸術の振興に係る
「新経済・財政再生計画改革工程表2021」の進捗について

政策目標

文教・科学技術　４．官民一体となった文化の振興

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。
○2025年の文化の市場規模：18兆円（GDP比３％程度）

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 【2016年度：9.6%→上昇】 ○国立美術館・博物館の寄付金受入額 【2016年度: 国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加】 ○文化の市場規模 【2025年までに18兆円（ＧＤＰ比３％程度）に拡大】 ※2022年度中の策定を目指している第２期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新	○国立美術館・博物館の自己収入の増加 【毎年度、前年度実績を上回る】 ○文化施設の入場者数・利用者数の増加 【2017年度：約1.4億人→増加】 ○アート市場規模の拡大 【2021年までに７%に拡大】 ※2022年度中の策定を目指している第２期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新	１５．民間資金を活用した文化施策の推進 （民間資金等による文化財の保存・活用の推進） a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。 （国立美術館・博物館の機能強化） b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。 c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 （アート市場の活性化） d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。 （簡素で一元的な権利処理方策の実現） e. DX時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度を検討し、所要の措置を講じる。 （ポストコロナの文化政策） f. 2022年度中の策定を目指している第２期文化芸術推進基本計画と合わせて、ポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-f:文部科学省》	a→ b→ c→ d→ e→ f→	b（2025年まで）	b→

我が国における文化芸術産業の経済規模（文化GDP）の推計値

○ 文化芸術推進基本計画（第１期）の策定時において、2025年までに文化芸術産業の経済規模（いわゆる文化GDP）をGDP比3%程度に拡大することを目指すこととし、計画に基づく文化芸術政策を推進してきた。
○ 文化GDPについては、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が主導した、文化の経済的な価値を図る国際的な指標（ガイドライン）づくりの取組の成果に基づき、文化庁において各年の数値の精査を進め、公表してきたところ。
○ 近年のGDPに占める文化GDP（いずれも名目値）の割合は、微減傾向となっている。

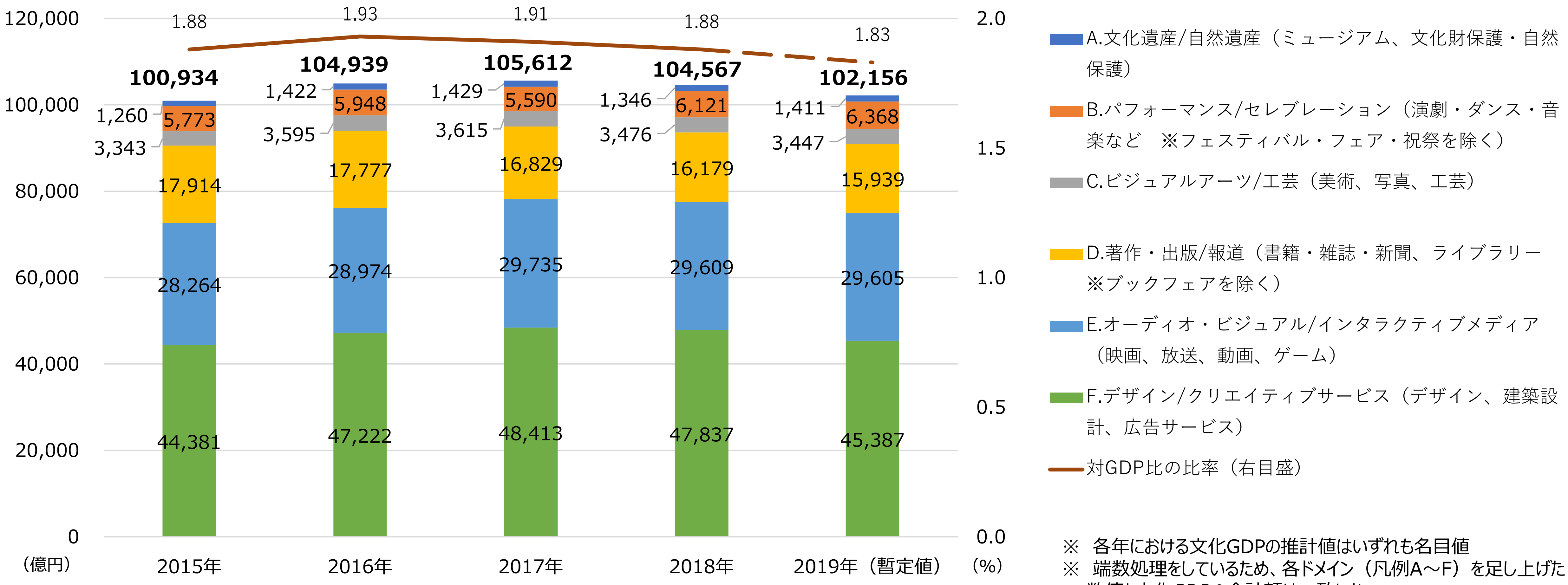

※ 各年における文化GDPの推計値はいずれも名目値
※ 端数処理をしているため、各ドメイン（凡例A～F）を足し上げた数値と文化GDPの合計額は一致しない。

出典：文化庁 令和3年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値的評価に向けた調査研究

（参考）諸外国の文化GDP推計値

※　各国の枠組みや手法は国により異なる部分があり、比較には注意が必要。

	令和３年度調査		（参考）平成27年度調査
	各国発表値 （　）は総GDPに占める割合	補正後 【ユネスコガイドライン相当】	各国発表値、総GDPに占める割合
日本（2018）	10兆4,567億円（1.9%）	10兆4,567億円（1.9%）	1.8%（2014）
アメリカ（2017）	98兆4,604億円（4.5%）	70兆3,553億円（3.2%）	4.3%（2012）
イギリス（2018）	9兆8,950億円（3.5%）	9兆8,182億円（3.5%）	5.0%（2013）
フランス（2017）	5兆9,517億円（2.3%）	5兆6,731億円（2.2%）	2.4%（2010）
ドイツ（2018）	13兆1,009億円（3.3%）	10兆2,599億円（2.6%）	4.0%（2011）
カナダ（2018）	4兆7,783億円（2.7%）	3兆7,023億円（2.1%）	3.4%（2010）
オーストラリア（2018）	3兆6,543億円（3.6%）	3兆5,482億円（3.5%）	6.9%（2008）

（注）金額は各年のIMFの換算率による。

出典：令和3年度文化庁委託事業「ユネスコモデルに基づく諸外国の文化ＧＤＰの算出」

※　補正後（ユネスコガイドライン相当）の数値は、各国発表資料を基に、受託事業者においてガイドラインに相当すると想定される領域を抽出して算出している。ただし、アメリカ及びドイツについては、領域の詳細分類の金額が公表されておらず、一部ガイドラインに該当する領域の額が含まれていないものがある。

※ イギリスは文化領域及びクリエイティブ産業の合計額である。また、ドイツの補正後の金額は一部分野間の重複がある。両国については、GVA（Gross Value Added）が用いられており、GDPと比較して推計額が若干少なく算出される。

文化ＧＤＰの推計に係る今後の取組

○　文化GDPについて、ユネスコのガイドラインをベースにしながら、我が国の文化の実態にも対応する独自部分を付加するなど、推計範囲の充実を図る。

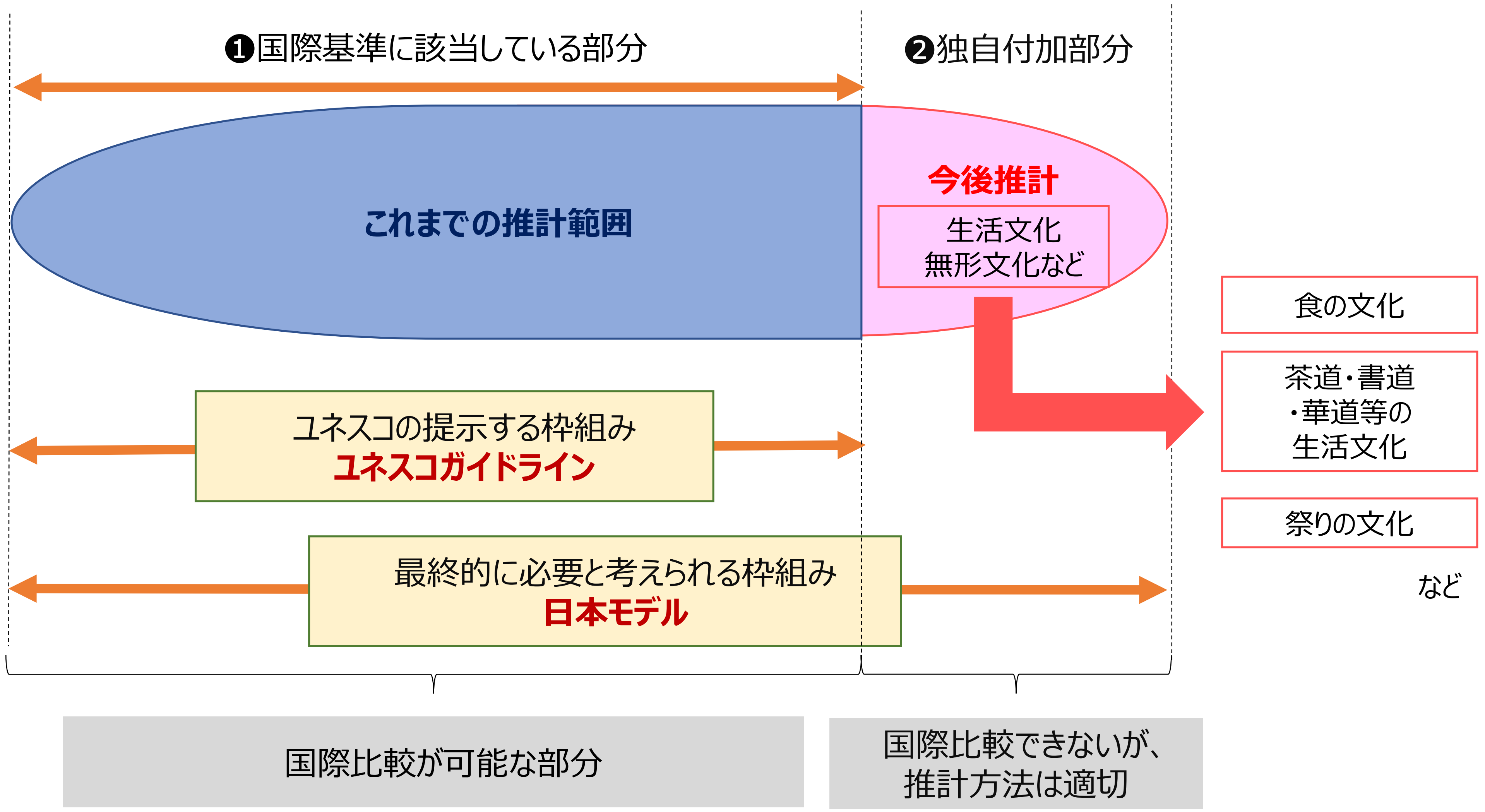

コロナ禍による文化芸術への影響（ライブ・エンタテインメント市場規模の減少）

○　文化芸術分野は、計画２年目の後半（2020年1月）からコロナ禍の影響を大きく受けており、今後明らかとなる2020年以降の文化GDPは、コロナ前よりも減少している可能性があるものと考えられる。
○　例えば、民間シンクタンクの調査によると、ライブ・エンタテインメント市場規模は、2020年から、コロナ禍の影響を強く受け、大幅に減少している（2019年比で2020年：82.4%減少、2021年：51.2%減少）。

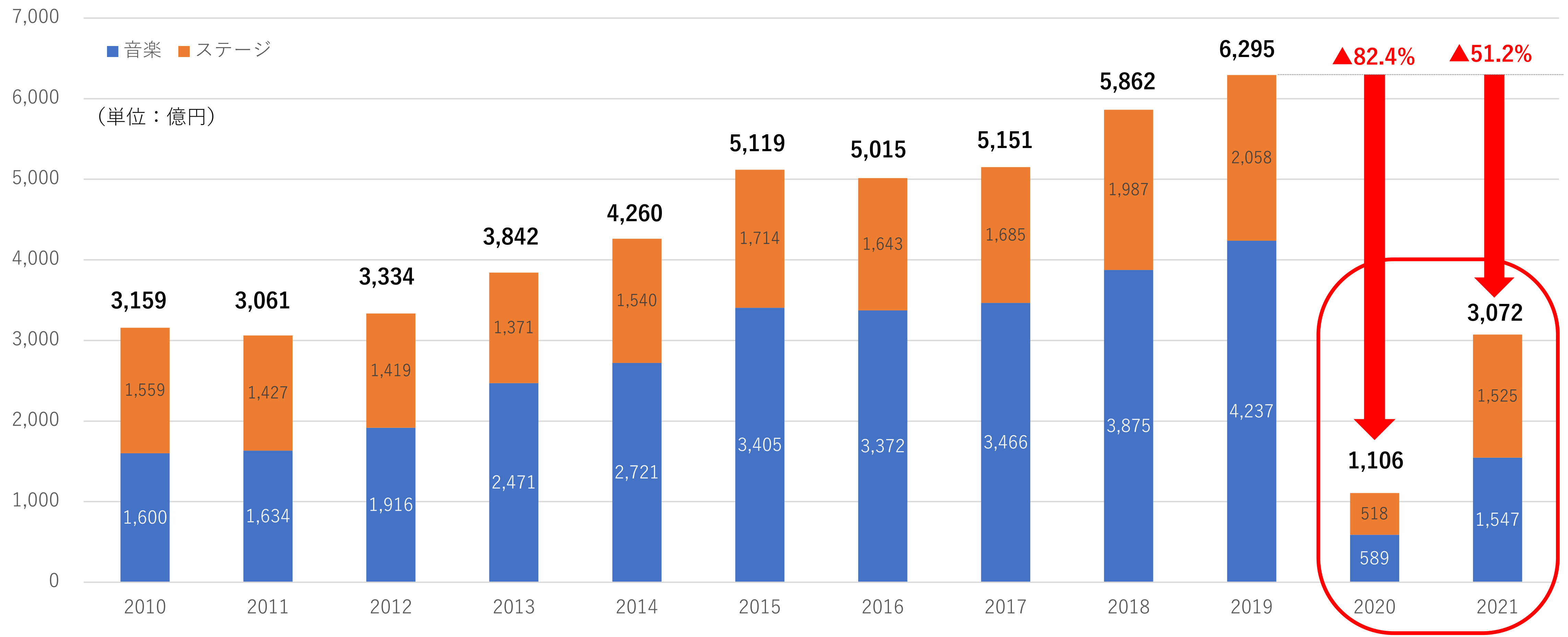

出典：ぴあ総研推計　「ライブ・エンタテインメント市場規模・将来推計」

経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）

（文化芸術・スポーツの振興）

ソフトパワーを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、統括団体等を通じた文化芸術団体・関係者の活動支援、文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、クリエーターの創作活動の支援、国立文化施設や博物館の機能強化や日本博 2.0 等の「ＷＡＢＩ」の取組を推進しつつ、インセンティブを付与した寄附を始めとする民間資金や文化ＤＸの一層の活用等により、文化財等の保存と活用の好循環や日本の文化芸術・コンテンツの魅力の国内外への発信、グローバル展開及び地方展開の着実な支援・収益基盤の強化を推進する。これらを通じ、アート市場活性化を含め文化芸術の成長産業化を図る。これらも含めた次期文化芸術推進基本計画を本年度内に策定し、政府一体となって推進する。

文化芸術の創造的循環の創出

令和5年度要求・要望額　2,143百万円
（前年度予算額　1,277百万円）

文化庁

背景・課題

文化芸術の自律的・持続的な発展に向けては、文化芸術活動そのものあるいは各領域において、リソースの確保から実際の活動やプロモーションを通じた事業収益化・それに裨益する効果を得ることによって、更なる再投資が行われ継続的な資源投入と文化芸術活動の促進がなされる「文化と経済の好循環の実現」（いわゆるエコシステムの構築）が必要である。そこで、①文化芸術領域における**エコシステム確立のための推進枠組みを形成**するとともに、②具体的な事例（≒突破事例）作りと横展開のために、**実証的・実践的な取組**を形成・実行する。

事業内容　　事業実施期間：令和5～9年度（予定）

令和4年度に実施していた複数の事業を「エコシステム形成」という新たな観点でまとめ、国全体の文化芸術の自律性向上に資することを目指す。

【令和4年度　】

- 芸術家等の活動基盤強化事業
- 国際文化芸術拠点形成事業
- アートエコシステム形成事業
- 美術品DX事業
- アーティストのグローバル展開
- 日本文化海外発信推進事業
- 活字文化のグローバル発信
- 文化経済戦略推進事業

土壌作り

価値づけ

文化芸術の循環システムの構築
自律的で持続可能な経営

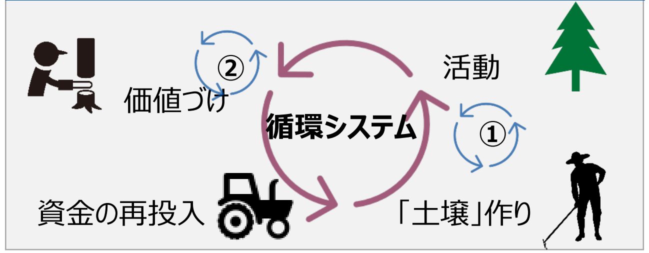

文化経済部会報告書（令和3年度）より

【令和5年度　文化芸術の創造的循環の創出（2,143百万円）】

1．芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出　94百万円

- フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の事業環境の改善に向けた取組の実施

2．文化芸術エコシステムの形成促進　597百万円

① 文化芸術の自律的運営促進事業　404百万円（新規）
- 文化芸術の自律性を高めるための持続的な運営実現に向けたコンサルテーション及びその実証

② 文化芸術への寄附促進実証事業　121百万円（新規）
- マッチング機会創出、寄附を活用した包括的な資金調達モデルの実証事業の実施等

③ アートエコシステム基盤形成促進事業　72百万円（新規）
- 公的鑑定評価制度の創設に係る実証事業、美術品管理適正化事業等

3．文化芸術のグローバル展開の推進　1,452百万円

① トップアーティスト人材発掘・国際的活動支援事業　208百万円（201百万円）
- トップ人材発掘支援、新進芸術家海外研修等

② 新進芸術家海外研修　203百万円（173百万円）
- トップ人材発掘支援、新進芸術家海外研修等

③ 活字文化のグローバル発信・普及事業　109百万円（新規）
- トップ人材発掘支援、新進芸術家海外研修等

④ 我が国アートのグローバル展開推進事業　291百万円（新規）
- 国際的なアートフェアへの出展等支援、拠点化支援等

⑤ 世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進　641百万円（新規）
- 国際的なアートフェアの誘致、音楽イベント等への伴走型支援等

① 文化芸術の自律的運営促進事業

令和5年度要求・要望額　404百万円
（　新　規　）

背景・課題

令和3年度12月に文化審議会に新設した文化経済部会では、文化芸術の持続的発展のためには、文化芸術の土壌を耕し、活動の基盤を作ることにより、新たな文化芸術を生み出すことと、生み出された文化芸術を価値づけし、需要を作り出すことによって、投資の機会を作り、さらに土壌を耕す原資とする「創造的循環」を作り出す「文化芸術のエコシステム」を構築すること、また、そこへの支援が必要と報告された。本事業では、エコシステム構築に向けた支援をどのように行うか、具体的な事業を対象に実証を行いながら、スキーム化を目指す。

事業内容　事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術事業を実施する事業主体に対して、自律的運営の障害となっている課題解決に向けた伴走型支援を実施する。まずは、文化芸術の組織や事業を取り上げ、そこに集中的にコンサルティングを行うことにより、既存組織／事業の効果を高める。併せて、課題解決に向けた実証を行う。必要に応じて、事業補助を行い、その効果検証等を共同で行う。

①事業運営コンサルティング　**140百万円**
20百万円×7事業＝140百万円
②実証事業等実施　**126百万円**
18百万円×7事業＝126百万円
③事業実施への補助（必要に応じて）　**106百万円**
26.5百万円×4事業＝106百万円
④その他関連調査事業・部会運営等　**32百万円**

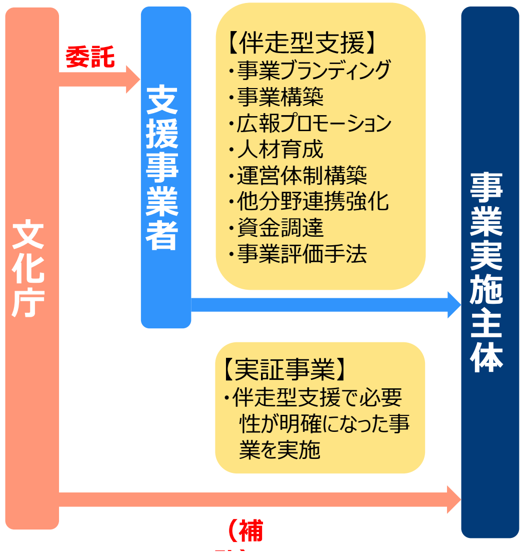

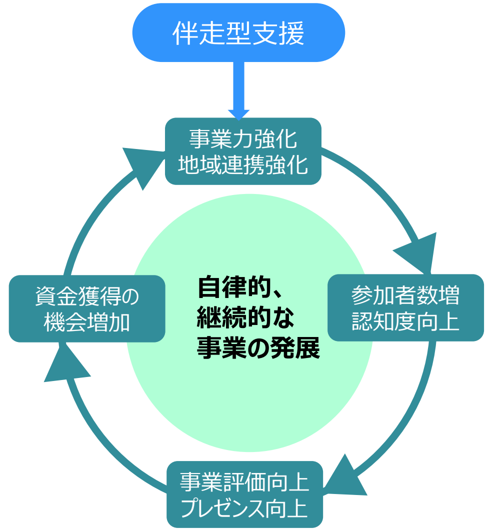

アウトプット(活動目標)

- 支援実施事業数　（年間7件、総数（予定）35件）

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）:実証事業の中から実際に自律的運営を達成する事業をつくる

中期（令和9年頃）：文化庁補助事業のうち、全事業経費に占める補助金割合が50%以下のイベント／組織の数が増加。

長期（令和14年頃）：補助金によらない事業を文化芸術の各分野に一定以上の割合で形成する

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿

文化芸術領域の自律性を高めることは、補助金に頼らないだけでなく、事業の質を高めることにつながる。このことを通して、文化芸術領域が国民の支持・支援につながっていくことを目指していく。

② 文化芸術への寄附促進実証事業

令和5年度要望額　121百万円
（新　規）

文化庁

背景・課題

地域の文化芸術は、人口減少、過疎化、コロナ禍等により資金工面が困難な状況が続いている。一方、地方公共団体が地域の文化財の保存活用を含む文化芸術振興のために、クラウドファンディング等の寄附を積極活用し、資金調達に成功する例が出ている。しかしこうした取組は未だ一部にとどまる上、現時点では特定のスキル人材や個別事由に依存していることが多く、他の参入者が容易に取り入れることのできる知識やノウハウとして包括的に整理されているものがほぼない。

事業内容　事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術振興を目的とした多様な資金調達を促進するため、異なる対象や地域、規模等において実証事業を行い、体制構築、プロジェクトの磨き上げ、寄附者への有効なPR手法等を含む包括的な資金調達モデル事例を形成する。さらに形成されたモデルの分析を通じて、資金調達を行う際に必要なノウハウ等を集約したスタートアップガイド（ベストプラクティス集含）を作成する。事業成果を周知・普及させることで、文化芸術振興のための資金調達環境を整備する。

既存の寄附制度に係るマッチング機会の創出
- 寄附募集プロジェクトのアイデアコンテスト等の実施（1件、委託先：民間団体）

地方公共団体による包括的な資金調達モデルの実証事業
- 地方公共団体による文化芸術振興を目的とした寄附等による資金調達モデルの形成支援及び実証（右図）。（7百万円×10件程度　委託先：地方公共団体他）※R5は地方公共団体のみ対象

調査研究・普及事業
- 文化芸術分野における資金調達例に関する調査、実証事業の分析等をもとにしたスタートアップガイド作成
- 事業報告会・情報交換会の実施

【文化芸術振興を目的とした包括的な資金調達モデルの形成における考え方】

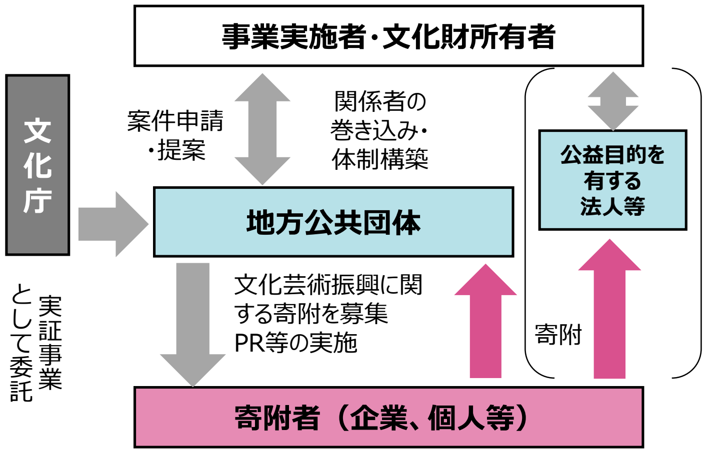

- 寄附先が地方公共団体となることで、寄附者にとっての**寄附メリットを最大化**。
- 地域の文化芸術振興や文化財の保存活用に責任を持つ**地方公共団体に、知見を蓄積**し、**事業終了後も継続的な取組の実施を期待**。
- 地方公共団体による包括的な資金調達モデルを形成し、**優良事例やノウハウを国が横展開**。

アウトプット(活動目標)
- マッチング件数（年間5件程度）
- 資金調達モデル事例の形成（年間10件程度）
- 資金調達モデル実証に関する情報交換会（1件/年）
- 地方公共団体の資金調達スタートアップガイド作成（1式）

アウトカム(成果目標)
【短期（R5～）】
- 文化芸術振興を目的とした寄附を活用する地方公共団体数　　対前年度増

【中・長期（R７～）】
- 文化芸術振興を目的とした地方公共団体への寄附者数、寄附額　　対前年度増

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
- 国民や企業の文化芸術への寄附を増加させ、文化芸術領域の市場を活性化させる。
- 資金調達モデルの横展開により、文化芸術を支援する国民の機運を醸成する。

③ アートエコシステム基盤形成促進事業

令和5年度要求額　72百万円
（新　規）

文化庁

背景・課題

美術品市場における基盤を整備し、その拡大を図ることを目指す。アート市場活性化WG（R3.3）、アート振興WG（R4.3）では、市場の拡大における基盤の脆弱性が指摘されていた。特に流通における来歴の管理、評価額の不透明性が市場の拡大に障害となっていることが明らかになっており、本事業を通して、その障害を改善して市場を拡大し、もってアート全体のエコシステムの形成の一端を担う。

事業内容　事業実施期間：令和5～9年度（予定）

美術品市場活性化の課題となっている取引市場の透明性の確保を各種事業により改善することを目指す。

美術品の管理適正化のためのシステム開発事業　45百万円（新規）

- 市場に流通する美術品等の取引履歴（トレーサビリティ）の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。（2件×22.5百万円、委託先：民間団体）

公的鑑定評価制度の創設に係る基盤整備・実証・取引実態調査　25百万円（新規）

- 美術品の相続や寄贈の際に活用する「精通者意見」は、算定根拠があいまいで、信頼性に乏しいため、恣意的な運用がなされている可能性が指摘されている（右図）。本事業では、近現代美術品を対象に鑑定評価を公的に「認定」等行い、その信頼性を高めることを目指す。併せて、諸外国における美術品取引の実態を調査する。
（一式、委託先：民間団体）

【美術品鑑定評価の実態】

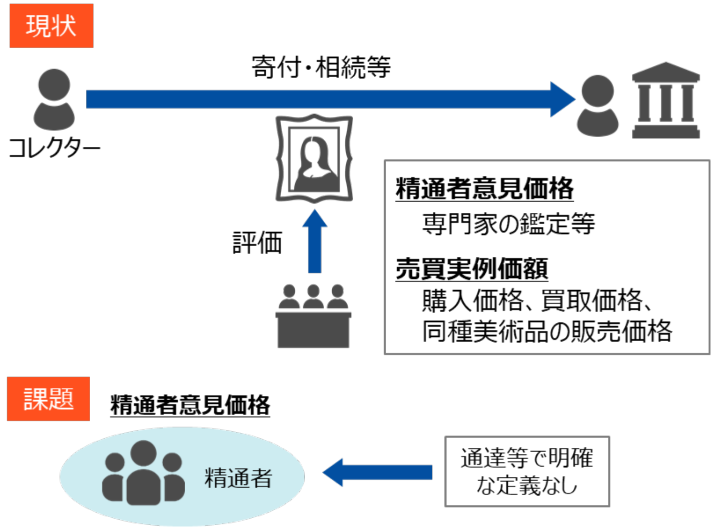

アウトプット(活動目標)

- 美術品の管理にかかるシステムの実証　令和5年度：5件（総数：20件予定）
- 公的鑑定評価制度の確立　1件
- 実態調査　2件

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）：購入や貸し出し件数の増加
中期（令和9年頃）：国内美術品取引額の増加、美術館における貸出件数の増加。

長期（令和14年頃）：国民の美術品の購入へ意識の変化。美術品を購入したい人の割合の増加

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿

我が国の美術品市場の活性化により、美術全体のエコシステムの形成がなされ、美術が持続的に発展することが可能となることにより、アート界全体の発展、ひいては我が国の発展に資することを目指す。

次期文化芸術推進基本計画の検討状況について

次期文化芸術推進基本計画の検討状況について―文化審議会における議論（第１期の中間評価）―

○　令和３年度において、**文化審議会にて文化芸術推進基本計画（第１期）の中間評価（平成30年度～令和２年度）を実施**した。
○　中間評価と併せて、**文化芸術推進基本計画（第２期）の策定に当たって留意すべき内容をまとめ、公表している。**

【文化芸術活動の推進】

○　我が国の文化芸術は、コロナ禍の影響を大きく受け、その活動の中止・延期・規模縮小を余儀なくされながらも、未曾有の困難と不安の中で、国民に対して安らぎと勇気、日々の希望を与え続けた。引き続き、社会全体の健康や幸福を維持するため、コロナからの文芸復興及び更なる活動の活性を推進するために必要な施策を展開することが重要である。
　その際、コロナ禍からの復興という視点を併せて、コロナ禍において文化芸術活動を振興するための対応として、文化施設におけるオンライン対応の進展や、文化芸術活動に関する鑑賞・表現方法の多様化が進んだことにも注目し、積極的な施策展開を意識することが必要である 。

【文化芸術のグローバル展開】

○　我が国の文化芸術・エンタテインメントが生み出すコンテンツは、個々の質は高く、国内における流通・消費は十分になされているものの、その海外展開については、国家としての戦略的な取組が十分であるとは言い難い。第２期基本計画において、我が国の文化芸術コンテンツのグローバル展開についての方向性をしっかりと位置づけ、その振興・活性化に必要な施策を展開することが重要である。

○　そのために、映画・音楽・舞台芸術等のコンテンツが有する国際的な競争力の伸長を図るとともに、マンガ・アニメ・ゲームその他の、我が国が国際優位性を有している分野の更なる発展を図るための施策の在り方を、他省庁とも連携し、第２期基本計画に盛り込むことが必要である。

次期文化芸術推進基本計画の検討状況について―文化審議会における議論（第１期の中間評価）②―

【文化財の保存・活用、文化観光の推進】

○　文化財修理、用具・原材料の確保のためには、第１期基本計画期間中に立ち上げた「文化財の匠プロジェクト」を、関係省庁が連携して計画的　・積極的に推進していく必要がある。また、地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保護法に基づく、市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、地方自治体と関係団体、文化施設、企業等との連携強化を進めていくことが重要である。同様に、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加を促すことが重要である。

【文化経済】

○　令和３年度に文化審議会に設置された文化経済部会における議論に基づき、我が国の文化と経済の好循環に資する施策を早急に検討することが必要である。その際、文化芸術表現に対する価値を形成・維持・増進することにより文化芸術活動が自律的・持続的に発展していくための政策運営に留意しながら、グローバル展開、アート市場活性化等といった切り口で取り組んでいくことが必要である。

○　寄附文化の醸成については、文化芸術に対する寄附意識を醸成し、寄附を促進するための、より一層の取組が必要である。また、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討することが必要である。

【文化芸術政策の評価について】

○　エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を旨とするとともに、実効的にPDCAサイクルを機能させるために、文化政策に携わる各省庁が適切に政策遂行の成果を判断するためのデータを収集することが重要である。

○　これまでの計画期間においては、例えば文化の経済規模といったマクロデータや、障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況等のミクロデータが十分に収集・把握できていない面があり、また、世代等を問わず横断的に国民の文化芸術に対する意見、価値観を捉えるといったことが十分でなかった面がある。こうした点を踏まえて、丁寧なデータ収集、さらに文化芸術政策全般にわたる調査研究に向けて検討を進める必要がある 。

○　地域の文化環境の満足度に関するデータについて、具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法の工夫改善が必要である。

令和４年６月28日
文化審議会

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について－「文化芸術推進基本計画（第２期）」の策定に向けて－【諮問の概要】

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条
政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画ー文化芸術の「多様な価値」を活かして,未来をつくるー（第１期）」（平成30年３月６日閣議決定）《平成30年度～令和４年度》

我が国文化芸術が、**「本質的価値」**と併せて**「社会的・経済的価値」**を有するという視点に立ったうえで、４つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】
- 平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- 令和２年４月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】
- コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
- 入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
- 文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。

⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】
- 文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- 芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- 国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第２期）」《令和５年度～９年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

①ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策
- 長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策。
- 「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

②文化と経済の好循環を創造するための方策
- 文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- 我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- 多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③文化芸術行政の効果的な推進の在り方
- 文化芸術行政の推進サイクル。
- デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- 文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

次期文化芸術推進基本計画の検討状況について―文化審議会文化政策部会における議論―

○　６月28日の第２期文化芸術推進基本計画の策定に向けた**諮問を受け、文化審議会文化政策部会において、議論を進めているところ。**
○　文化政策部会においては、**新経済・財政再生計画改革行程表2021に関連する意見もあった**ところ、**今後さらに議論を深めていく**。

【検討スケジュール】

令和４年

6/28	文化審議会総会（第２回）	大臣から諮問
8/8	文化政策部会（第１回）	自由討議
8/22	文化政策部会（第２回）	分科会・部会・有識者会議等における議論の紹介 文化芸術関係者ヒアリング①
8/23	文化政策部会（第３回）	文化芸術関係者ヒアリング②
9/6	文化政策部会（第４回）	文化芸術関係者ヒアリング③
9/16	文化政策部会（第５回）	ヒアリング結果報告、自由討議
10/13	文化政策部会（第６回）	独法ヒアリング等

※以下、予定

11/16	文化政策部会（第７回）	
年内	文化政策部会（第８回）	中間報告案
	文化審議会総会（第３回）	中間報告

令和５年

１月	文化政策部会（第９回）	
年度内	文化政策部会（第10回）	文化審議会総会（第４回）　答申

次期文化芸術推進基本計画の検討状況について―文化審議会文化政策部会における意見の例―

【総論】
〇文化芸術により生まれる「経済的な価値」を「本質的価値」への再投資に充てる施策の策定が必要。

【ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策】
〇文化芸術を支える公的な機関におけるアーツカウンシル機能の強化等を通じて、民間団体、中間支援団体も含めたこうした機関と文化芸術の担い手の好循環を創造していくことが必要ではないか。

〇SDGsの達成やWell-beingの実現、デジタル技術の活用や様々な産業との連携によるアートと経済のエコシステムの構築など、これまでの「文化芸術」の枠にとらわれない観点での施策を充実し、超高齢化社会や地方創生等の国家的・世界的な社会課題の解決にはアートが重要であることを示していく必要がある。

【文化と経済の好循環を創造するための方策】
〇文化によるまちづくり、劇場都市への取組は、文化と経済の好循環を創造する方策であり、今後進めていくまちづくりではないか。

〇文化による産業の創出を図ることを意識すべき。

〇アートフェアを通じて多くの人々、特に富裕層を日本に呼び込み、アート作品を購入してもらえるようにしていく必要。日本では鑑賞する価値は認められても、それを購入することにつながらないことが多く、アートに対する考え方を変えていく必要がある。

【文化芸術行政の効果的な推進の在り方】
〇第２期計画に掲げられた目標や考え方が、個別の事業の設計にも反映されるよう、政策と事業の方向性を一致させることが重要である。これは政策評価に必要なデータ・エビデンスを確保すること、適切な政策評価、事業評価を実施することにも役立つ。

〇社会の基盤として、また、社会的課題を解決していくときに人の心に直接訴える文化が重要になることは共通に理解されつつあるが、政策として根拠を持つためには定量的な数値を踏まえ提案していくことが必要になる。

〇コロナ禍で団体の状況を把握できていないことが明らかになったが、団体の財務状況や雇用状況を含めて、業界横断的な基礎データの定点調査の継続実施が必要。

参考資料

寄附収入増加に向けたインセンティブ付与について①　文化財保護のための資金調達ハンドブックの発行・周知

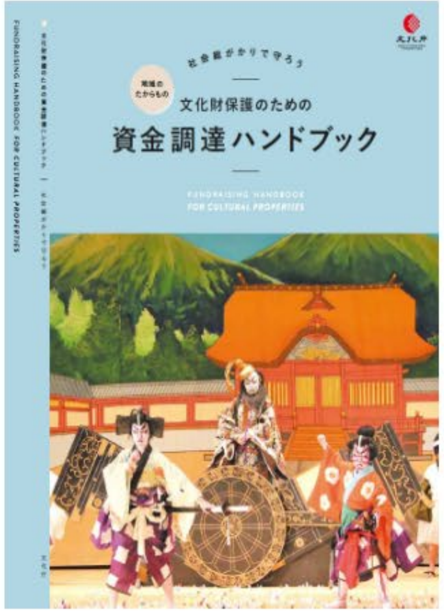

クラウドファンディング

ふるさと納税・企業版ふるさと納税

地域活性化ファンド
からの投資

ＰＦＩ方式／
コンセッション

見せる修理
修理観光収入を
工事費の一部に充当

寄附収入増加に向けたインセンティブ付与について②　企業版ふるさと納税の推奨

■ 近年、企業版ふるさと納税を活用した文化芸術関係の好事例も出てきている。

企業版ふるさと納税の好事例

①岡山県瀬戸内市の事例

36 岡山県 瀬戸内市 令和2年度 大臣表彰 受賞

国宝「山鳥毛」を生まれ故郷へ

―伝統の備前刀を岡山の力で守り抜く―

▼国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト

国宝「山鳥毛」の展示中は訪問客数が大幅に増加し、まちの賑わい創出に貢献した

寄附活用事業の概要　国宝「山鳥毛」を購入し、日本刀文化を未来に伝える

瀬戸内市長船地域は、かつて全国一の日本刀の生産量を誇り、日本刀の聖地とも呼ばれています。しかし、市内に国宝や重要文化財指定の刀剣は残されていませんでした。そのような折、備前刀の中でも1、2を争う優品である国宝「山鳥毛」が岡山県外へ流出する動きがあり、これを購入し、岡山県で守っていこうとする事業を立ち上げました。これを機に日本刀文化継承の機運を高めることでシビックプライドにつなげ、日本刀文化を子どもたちの教育素材として活用します。また、観光資源としても活用し、関係人口・交流人口の増加にもつなげます。

寄附活用事業の成果　「山鳥毛」を購入することができ、守り続ける第一歩となった

1. 普及啓発活動のなかでシビックプライドが育まれた
2. 事業が注目され市の認知度が上がりイメージアップ
3. 関係人口が大幅に増え、市に貢献したいという気持ちを持った人が増加

上杉謙信の愛刀で、備前刀の最高峰といわれる国宝「太刀　無銘一文字（号：山鳥毛）」

事業分野	文化・芸術・スポーツ
事業期間	2018年11月～2020年3月
総事業費	737,360千円
寄附額	312,010千円
寄附件数	154件
寄附企業名	岡北生コンクリート工業株式会社、株式会社カルファイン、岡備ホールディングス株式会社 ほか144社

■（SDGs）関連するゴール　4　8　11　17

地方公共団体　寄附受入れの経緯・工夫

寄附を募るに当たって、当市に縁のある企業や刀に関心がありそうな企業をリストアップし、電話等で連絡するところから開始。当市の事業や企業版ふるさと納税制度の内容を記載したパンフレットを企業に送付したことや、県内の地方紙に新聞広告を出したことも効果がありました。市長のトップセールスが寄附の決め手となったケースも多いですが、寄附企業が他の企業に声かけをしてくれた結果、即決で寄附が決まったこともありました。ふるさと納税やクラウドファンディングとあわせて資金集めを行ったことや、地域新聞や放送局などの協力を得たことで、事業そのもののイメージや認知度が高まったことも寄附獲得につながりました。また、プロジェクトに共感してくれた、地域で発信力のある方をアンバサダーに任命し、当市と企業とのパイプ役を担っていただいたことも大きな効果がありました。多くの方に日本刀に興味を持っていただくため、刀に関連のある神社やイベント等で積極的にPRを行い、SNSで日本刀に関するプチ情報を積極的に発信しました。

寄附企業　寄附の経緯・効果

岡山県の宝を守ることで地域に貢献したいという思いから寄附を決めました。瀬戸内市から招かれた内覧会では、実際に購入した国宝を目の前に見ることができ、県外に流失しなくて本当によかったと感じています。

②香川県の事例

40 香川県

海外からの来場者を呼び込み国際交流を強化

―現代アートで地域を活性化―

▼瀬戸内国際芸術祭を中心としたインバウンド推進プロジェクト

2019年の「瀬戸内国際芸術祭」では、海外からの来場者をより多く迎えた　Photo：Miyawaki Shintaro

寄附活用事業の概要　アジア各国からの来場者の受入態勢を強化

2010年から3年に一度のトリエンナーレ方式で開催している「瀬戸内国際芸術祭」は、現代アートを活用して地域の活性化を目指す取組であり、回を追うごとに盛り上がりを見せています。芸術祭の開催年以外にもアート作品を継続展示するなど、地域が一体となって交流人口の拡大に向けた取組を行ってきました。本事業では、2019年に開催された芸術祭に向けて、特にアジア各国からの来場者の受入態勢を強化しました。多言語対応スタッフを育成するとともに、繁体字、簡体字、ハングルで記載されたパンフレットや案内板を新たに用意したことで、よりスムーズな運営につながりました。

寄附活用事業の成果　世界各国からの来場者が増え、経済効果が30%アップ

1. 「瀬戸内国際芸術祭」の来場者数、来場者の外国人割合がともに増加
2. 県内外国人延宿泊者数が大幅に増加
3. 特にアジア各国からの来場者受入態勢が整い、円滑な案内につながった

多くの外国人ボランティアスタッフが芸術祭に参加した　Photo：Miyawaki Shintaro

事業分野	文化・芸術・スポーツ
事業期間	2018年4月～2020年3月
総事業費	245,593千円
寄附額	27,000千円
寄附件数	5件
寄附企業名	株式会社ベネッセホールディングス、アサヒグループホールディングス株式会社、鹿島建設株式会社、日本たばこ産業株式会社、ハヤカワ電線工業株式会社

■（SDGs）関連するゴール　11　17

地方公共団体　寄附受入れの経緯・工夫

従前より寄附をいただいていた芸術祭の協賛企業等から企業版ふるさと納税を活用した寄附をいただくことが多いです。寄附企業には、芸術祭における活動や展示作品などを取りまとめた記録集を贈呈するとともに、次回の芸術祭に向けた準備の進捗状況やイベントなどを伝えるメールマガジンを発行するなど、寄附をいただいた後においても、寄附企業との関わりを大切にしていることが継続的な寄附につながっています。多くの寄附企業が、芸術祭での受付業務や作品制作のボランティア活動、自社ホームページで芸術祭を盛り上げる活動など、自発的な取組を通じて事業をサポートしてくれています。

寄附企業　寄附の経緯・効果

過疎化が進む瀬戸内海の美しい島々に活力を取り戻そうとする芸術祭の趣旨に賛同して継続的な寄附を行っています。休校していた男木島の小中学校の再開や、国立ハンセン病療養所がある大島への定期航路の就航、休耕田となっていた豊島の棚田の風景の復活など、芸術祭が地域の活性化に寄与していることも寄附のモチベーションにつながっています。

（出所）企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～（令和３年３月発行）

③京都府の事例

アート＆クラフト市場の活性化と文化観光のコラボによる文化芸術産業創生事業

若手アーティストたちがコンテンポラリーに表現した作品が一堂に展覧される「ARTIST'S FAIR KYOTO」の開催を通して、既存の美術ファンに留まらず、企業経営者など支援者となる新たな層とアーティストを結び、地方にあっても才能ある作家が持続的に活動し、新たな文化が創造され続けるサイクルを整え、かつ、文化資産を舞台にアーティストの創造性を生かして新たな発表の場をつくり、社会で芸術を共有する機会の広がりを生み出すことを目指します。

令和2年度の取組

- 「ARTISTS' FAIR KYOTO 2021」の開催

1. 時期：2021年3月6日(土曜日)～7日(日曜日)
2. 会場：京都文化博物館別館、京都新聞ビル地下1階
3. 概要：

- 国内外で活躍するアーティスト達がセレクトした、将来に期待を寄せる若手アーティスト達の作品を主体に、京都を代表する近代建築をユニークにしつらえた会場で展示公開。「美術展とアートフェアの境を取り払った新しいアートイベント」として人気を集める。
- 会場では若手アーティスト達が観客を待ち受けており、作家×観客の販売も交えたコミュニケーションによって完成するオルタナティブで「熱気溢れる」展覧会。国内外のアート関係者、アートファンのみならず、都内・関西の著名な企業経営者から、訪日観光客まで多彩な層が来場。
- 展覧会開催後にも若手アーティスト達へ国内外のアート関係者、企業関係者等から多くの制作依頼があり、国内外で広く、次世代の日本の美を発信する機会となっている。

※開催を予定していた、「Art Collaboration Kyoto」は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

（出所）京都府HPより

寄附収入増加に向けたインセンティブ付与について③　新たな制度／新たな形態の寄附受入

独立行政法人への自己収入増加インセンティブの導入

○　運営費交付金から独法ごとに一定割合を共通プールに拠出し、前年度までの自己収入の増加率実績に応じて、共通プールから各法人に配分。

○　経費の配分にあたっては、プールした金額の半分を総収入の増加率、もう半分を入場料収入を除く寄附金等による収入の増加率に基づく評価をして配分することで、外部資金の獲得に向けた取組を促進。

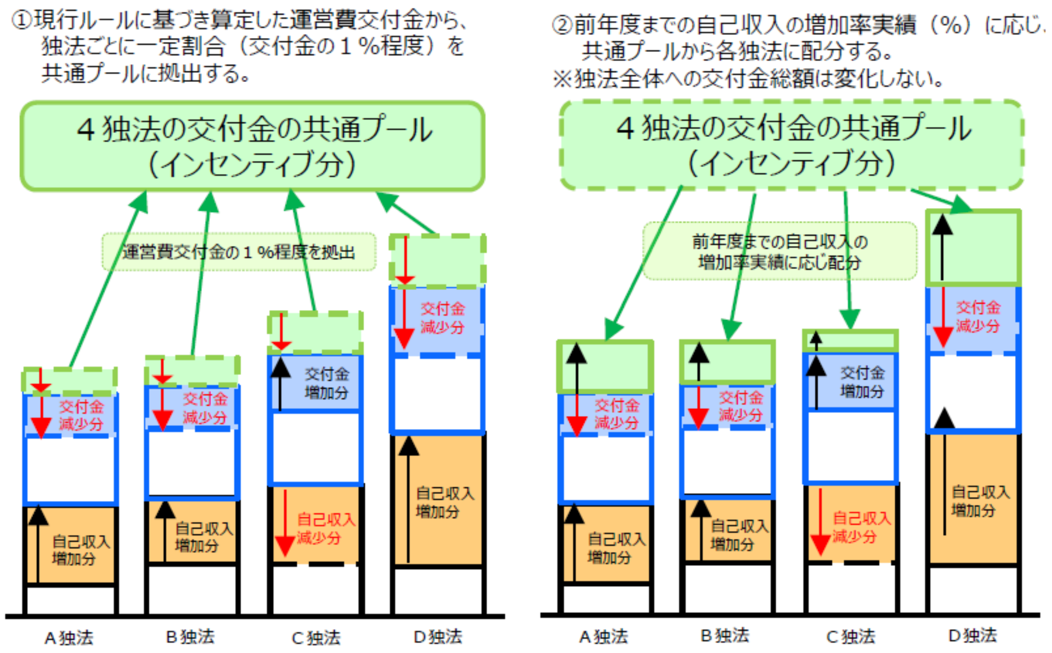

（出所）財政制度分科会（令和4年4月8日）資料より抜粋

NFTを活用した寄附等への活用事例

名和晃平氏の「White Deer (Oshika)」の原盤データをNFT化
石巻市へパブリックアートの寄贈を目指す
（株式会社TRiCERA、2021年11月5日）

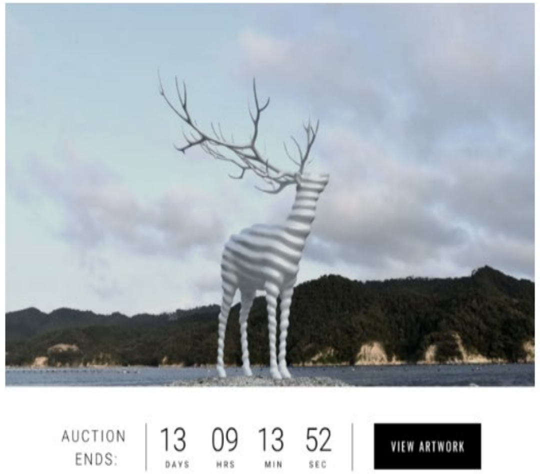

○現代アートのグローバルマーケットプレイス事業を展開する株式会社TRiCERAは、彫刻家・名和晃平氏の彫刻作品「White Deer (Oshika)」の原盤3Dデータ／コンセプトムービー／ドキュメントムービーを含むデータパッケージを、NFTとして販売いたします。

○名和晃平氏コメント

「今回の取り組みは新しい時代を迎えた私たちにとって、パブリックアートとは何か、社会彫刻が持つ意味とは何か、という問いかけでもあります。芸術祭やアートスペースがつくられる時、さまざまなプレッシャーと限られた予算のなかでアーティストは可能な限りの挑戦をします。その場その時にしか生まれ得ない奇跡の塊のような作品たちを、どのように維持管理し次世代に繋ぐのかと考えた時、NFTの持つ社会的な意義や役割が見えてきました。」

（出所）PRTIMES　株式会社TRiCERAのプレスリリースより

文化審議会文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ政策提言（抄）

文化芸術領域への寄附について

○大前提として、文化芸術団体等が、寄附等を通じて自己収益を上げやすくなる環境整備が必要である（文化経済部会における課題）。

○クラウドファンディング等の個人による寄附活動は、今後も増加していくことが見込まれる。そうした寄附プロジェクト形成に重要な役割を果たすプラットフォーマーの役割を整理した上で、文化芸術振興の観点から具体的な活用促進策を検討すること。

○寄附に関する税制優遇については、既に様々な措置が存在しているにも関わらず、必ずしもそれらが十分に活用されていない。特に文化芸術分野における寄附を促進するため、自治体や企業等に対して、「企業版ふるさと納税制度」をはじめとした既存制度について、制度内容や事例、効果的な活用ノウハウ等を訴求しつつ、具体的な活用促進に向けた仕組みを検討すること。

○個人や法人などが長く保有しているが、顕在化していない美術品等は数多く存在するとみられる。こうした美術品を後世に残していく観点から、相続・寄贈・遺贈等を円滑に進められるよう、相談体制の整備や、寄贈者や受贈者である美術館双方にとって使い勝手のよい枠組みを検討すること。

文化施設におけるPFIの進捗状況の例（国立劇場の再整備に係る整備）

文部科学副大臣のもと、関係省庁（※）によるプロジェクトチーム（ＰＴ）において、令和２年７月に策定した「国立劇場の再整備に係る整備計画」について、その後の進捗を踏まえ、一部改定を実施。

※文科省、文化庁、内閣官房、国土交通省、日本芸術文化振興会(国立劇場)

機能強化等の方向性：(1) 伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化、 (2)文化観光拠点としての機能強化、(3) 周辺地域との調和等

◆国立劇場のスペック

・伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点として、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。
・施設のデザインには、木材活用等により和を感じさせるなど「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。
・感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

（１）伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行きの拡張、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入、各劇場楽屋の狭隘化解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭隘化解消及び防音・防振対策、可変式プロセニアム・アーチの導入 等

（２）人材養成にかかる機能強化

研修機能の集約、諸室・スペースの拡充、研修室の防音・防振対策等

（３）展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグランド・ロビーの新設、体験型展示施設の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、短時間で観劇体験ができるイベントスペースの新設、ＩＣＴの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化　等

（４）レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランド・ロビーに接して配置し、これらの魅力向上等を図る。

◆民間収益施設の導入の考え方、ＰＦＩ事業スキーム

（１）民間収益施設の導入の考え方

施設整備及び維持管理・運営を一体でＰＦＩ事業に位置付けたうえで、ＰＦＩ事業の付帯事業として定期借地権等を活用した民間収益施設の設置を前提に進め、文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等を想定する。

（２）ＰＦＩ事業の業務範囲

施設整備業務のほか、建築物及び一般的な設備機械の維持管理業務や劇場運営業務の一部（公演の本体業務及びその付随業務以外）を含め、ＢＴＯ方式・サービス購入型を前提に進める。

（３）コスト、ＰＦＩ事業の事業期間

ＰＦＩ事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケットサウンディングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定。

◆今後の進め方

・具体的な舞台・諸室の機能について、日本芸術文化振興会は文化庁と連携し、実演家や芸術団体等多方面にわたる関係者の意見を聞きながら調整する。
・劇場部分の面積については、地下駐車場等を除き概ね５０，０００㎡とする。
・民間収益施設を含めた施設計画については、関係機関と引き続き調整・協議を進める。
・近接する隼町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備について、関係機関等と協議を進める。

◆スケジュール

再整備後の再開場時期は、令和１１年秋を目指す。本整備計画は、今後の検討状況を踏まえ、必要に応じ改定を行う。

令和３年度	実施方針概略の策定
	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
令和４年度	入札手続き～契約締結
令和５年１１月	現国立劇場施設の休館
令和11年秋	再開場

文化施設におけるPFIの進捗状況の例（地域の文化施設における活用事例）

大阪中之島美術館の事例（大阪市所管）

大阪市中之島エリアに「大阪中之島美術館」を新設

○運営段階から**<u>ＰＦＩコンセッション方式を日本の美術館として初めて導入</u>**
○入館料収入等で全ての維持管理・運営費用を賄うことが困難であることから、料金収入の他、サービス対価を支払う **<u>混合型コンセッションを採用</u>**
○事業期間　17年間（希望に応じ最大15年間のオプション延長が可能）

■**沿革**

平成２８年　７月　内閣府「平成２８年度　高度専門家による課題検討支援」の支援対象に決定
平成２９年　３月　民間事業者への意向調査等を踏まえ、美術館運営へのコンセッション方式導入の効果や、留意点等をとりまとめ
５月　文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結
８月　導入可能性調査開始
平成３０年　３月　導入可能性調査結果の取りまとめ。VFMについて確認。
６月　文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結
１０月　実施方針（案）公表
平成３１年　１月　関心表明事業者へのヒアリング
令和　元年　６月　実施方針公表、募集要項等の公表
２年　２月　優先交渉権者の公表
４月　公共施設等運営権実施契約の締結
７月　公共施設等運営権を設定
４年　２月　開館

<u>○敷地</u>
所 在 地：大阪市北区中之島４丁目
敷地面積：１２，８７０㎡
用途地域：商業地域
<u>○建築</u>
階　　数：地上５階建て
延べ面積：２０，０１２㎡

国立博物館・美術館における多様な取組

①国立文化財機構　文化財活用センターの取組

○　技術を活かした文化財の新たな展示

　関東大震災で一部焼失した国宝「花下遊楽図屏風」を最新技術で復元（キヤノン株式会社との共同プロジェクト）。高精細複製品を展示し、**プロジェクションマッピングと音響による幻想的な空間を創出。**

◀展示風景

明治時代に撮影された
写真を元に復元複製▶

②国立科学博物館　科学系博物館イノベーションセンターの取組

○　企業等と連携した共同事業

　NTTドコモとの共同実証事業として、XR※コンテンツ展示イベント「XRで楽しむ未来の展示」を実施。展示室の本物の剥製を見ながら、表示される動物の情報や、頭骨などの3Dモデルを見て操作することにより、**これまでにない視点から観察するなど、新しい博物館展示を体感できる。**

※VR(仮想現実)、AR(拡張現実)、MR(複合現実)といった先端技術の総称

コンテンツイメージ
（イメージ提供：NTTドコモ）

「博物館法の一部を改正する法律」について

現状・課題

【現状】

●博物館法（1951年制定、制定から約70年）

・社会教育施設として、資料の
①収集・保管　②展示・教育　③調査・研究
を行う機関

・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化

・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）
○固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
○特別交付税の申請が可能
○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
○美術品補償制度の利用が可能
○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能　　　　等

【課題】

●設置形態の多様化

・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加

・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

●博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築

・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）

・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1．法律の目的及び博物館の事業の見直し

・目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加

・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加

・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2．博物館登録制度の見直し

・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に

・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査

・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3．その他の規定の整備

・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に

・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める

・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化

・令和５年４月１日施行（既に登録されている博物館は施行から５年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

博物館のネットワーク機能強化について（令和４年新規事業「博物館機能強化推進事業」）

背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。令和元年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（５つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに<u>社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された</u>。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、<u>博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。</u>

（１）Innovate Museum事業

①地域課題対応支援事業

②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業

（２）博物館の経営改善・機能強化の促進事業

①新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進

②新制度の実行のための体制整備

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制（イメージ）

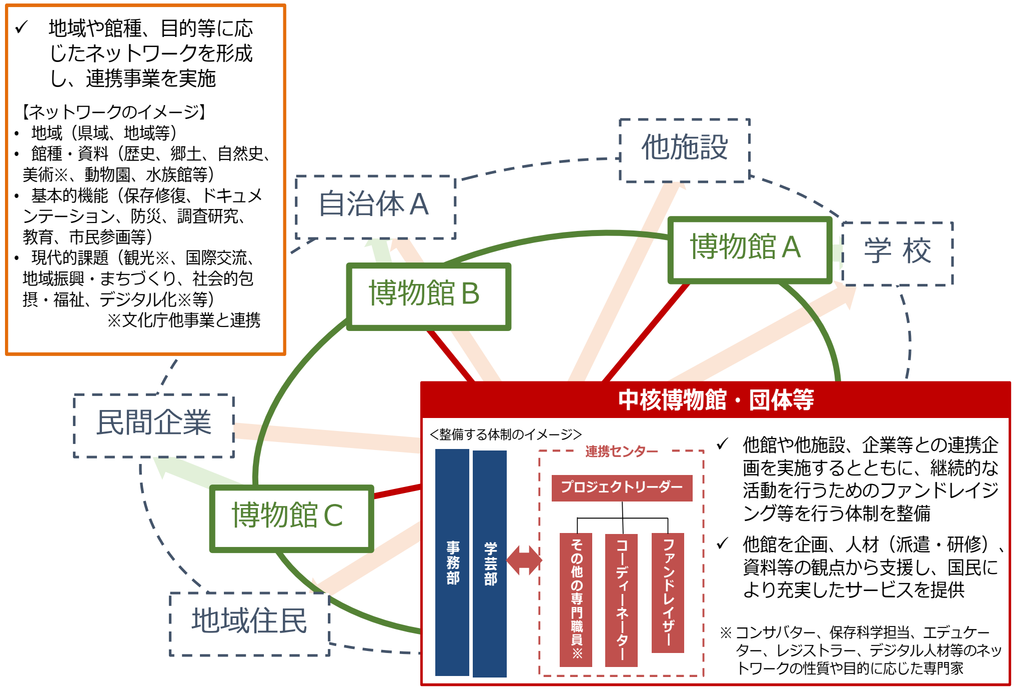

文化審議会文化経済部会アート振興WG報告（抄）

- グローバル化やアジア圏域の経済成長に伴う目覚ましいアート界の拡充に対応し、これまでとは異なる振興策が必要。自国の文化芸術に対するプライドを醸成し、アジア各地との協働という新しい世界との関係性の構築が急務。

- 文化庁アートプラットフォーム事業（2018年度～）を継承する組織として、独立行政法人国立美術館「アート・コミュニケーションセンター(仮称)」が設置されることになり、これまで我が国に欠けていた「アート振興の主体」が実現する見通し。同センターの美術館振興機能の充実が望まれる。

- 今後は、同法人が対象領域をメディア芸術(映画,マンガ、アニメーション,ゲーム等)、デザイン、建築、ファッションといった現代の文化芸術領域全般に拡大し、我が国文化の魅力（ソフトパワー）の最大化、持続的な振興システムの形成へ。

- 「経済的価値」「社会的価値」の向上に向け、国内にアート振興を担う人材を育て、良質な作品が支持され、国内に蓄積され、資産化されていくという好循環を創り出す事が必要。そのために、日常的に良質の作品に触れられる美術館コレクションの充実と作品の価値を“言葉”で伝える批評の充実、アート・アーカイブの整備、鑑賞教育の充実が必要。

簡素で一元的な権利処理方策の実現

令和３年７月に文部科学大臣より**「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」**文化審議会に諮問。著作権分科会の中間まとめを踏まえ、法制的課題について引き続き議論を行うとともに、必要な環境整備について検討。令和５年通常国会への関連法案の提出を目指す。

○　著作権者などの探索を行うため、著作物等の種類や分野を横断する**一元的な窓口を創設**し、**分野横断権利情報データベース**等を構築

○　著作権者不明の場合、意思表示等がされておらず連絡がとれない場合などの著作物等について、**新しい権利処理の仕組みを創設**

<u>意義・効果</u>

・著作権者等の探索に係るコストが最小化

・著作権者不明等の場合に加え、意思表示がされていない場合の権利処理も容易になる

・著作物等を利用する際に相談できる窓口の存在により、適法な利用と著作権の普及・啓発を促進

分野を横断する一元的窓組織を活用した権利処理・データベースイメージ

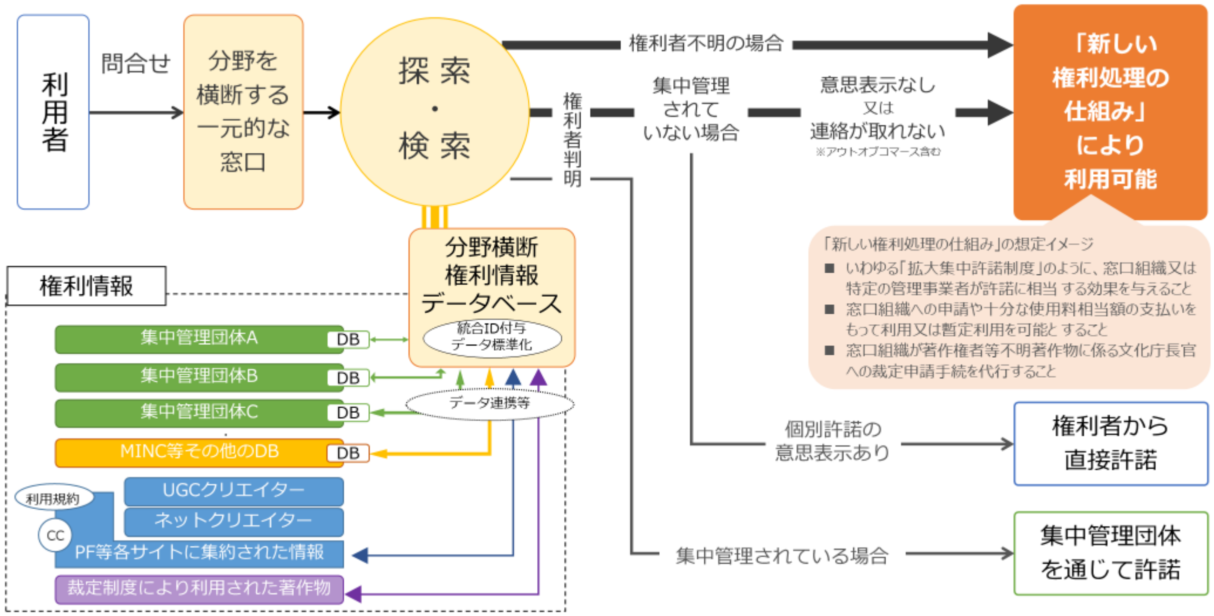

※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。